

## 岡山市本人ミーティング PR 事業運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症に対する市民の理解を深めるとともに、本人ミーティングの参加を促進するため、市内で実施されている本人ミーティングの情報の周知を行うにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本人 認知症の人
- (2) 本人ミーティング 本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合うために設ける場（オンラインにより開催するものを含む。）

### (申請)

第3条 本人ミーティングの PR のため、本市のホームページ等へ情報の掲載を希望する団体等は、岡山市本人ミーティング PR 事業申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の登録を行う本人ミーティングは、次の各号に掲げる要件をいずれをも満たすものに限る。

- (1) 市内において実施され、又は市内在住者が中心となり企画されたもの
- (2) 本人の気づき、意見及び本音を語り合うことで本人が元気になるような取組を実施しているもの
- (3) 企画段階から本人が参加し、本人主体の取組を実施しているもの
- (4) 本人が参加しやすく、かつ本音を話しやすい工夫をしているもの
- (5) 本人が自分らしく暮らし続けるため、本人の意見を把握し記録するもの
- (6) 本人と一緒に取組状況や本人の意見を地域へ発信及び共有するよう努めているもの
- (7) 感染症対策に努めているもの
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないもの
- (9) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者が運営していないもの

### (決定)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、団体等へのヒアリングにより同条第2項に規定する要件を確認して登録の可否を決定し、岡山市本人ミーティング PR 事業可否決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (周知)

第5条 市長は、本人ミーティングの一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、地域包

括支援センター、福祉事務所、認知症サポーター養成講座及び認知症カフェ等での配布並びに岡山市ホームページへの情報の掲載等を通じて本人ミーティングの活動を周知する。

2 一覧表には次の各号に掲げる事項を掲載する。

- (1) 名称
- (2) 運営団体等名
- (3) 問合せ先
- (4) 住所
- (5) 開催日時、頻度
- (6) 事前予約有無
- (7) 参加費
- (8) PR内容  
(実施報告)

第6条 第4条の規定により登録された団体等（以下「登録団体等」という。）は、本人ミーティングの取組状況及び本人の意見等（以下「取組状況等」という。）に関し、当該本人ミーティング開催の年度終了後1月以内を目安に、任意の様式で市長に報告する。

2 前項の規定に関わらず、市長は、必要があると認めるときは登録団体等に取組状況等について報告を求めるものとする。

3 市長は、必要に応じ前2項の報告について、岡山市ホームページへの掲載その他の方法により取組状況等を周知し、市の施策の検討に活用する。ただし、本人の意見の周知については、当該本人が希望した場合に限る。

(登録の変更及び廃止)

第7条 登録団体等は、一覧表の内容に変更が生じ、又は登録の廃止を希望するときは、岡山市本人ミーティングPR事業変更・廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録した本人ミーティングが次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項の要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。